

# 令和6年度「市民と議員の懇談会」開催要項

## 1 開催趣旨

- (1) 市民に開かれた議会をめざし、議会情報の発信と市民と議員の多様な意見交換の場として懇談会を開催するもの。
- (2) 市民から生の声を聞くことで市政課題を把握し、市民の声をベースにした議会活動（一般質問、政策提言等）の推進を図るために開催するもの。

## 2 名称

市民と議員の懇談会

## 3 実施主体

一関市議会（所管：広聴広報委員会）

## 4 懇談テーマ

地域の課題とその解決に向けたアイデアについて語ろう

（サブテーマ：女性が活躍する地域づくり、議会に期待すること 他）

## 5 懇談対象

### (1) 市内の女性団体等

- ・ 一関市地域婦人団体協議会
- ・ 一関商工会議所女性会
- ・ 一関市消防団（女性消防団員）
- ・ 岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会県南地区一関支部

### (2) 公募による市内の団体等（懇談会に6人以上の参加が可能な団体等）

- ・ 自治会
- ・ 行政区
- ・ 地域協働体
- ・ その他（一関市議会議員の紹介を付し、申込書を提出する団体等とする。ただし、議員の紹介がある団体等であっても宗教団体、政治団体、その他一関市議会広聴広報委員会が適当ではないと認める団体等は除く。）

## 6 懇談方法

- ・ ワークショップ（ワールドカフェ）形式での懇談とする。
- ・ 懇談会の全体進行は班長となる議員、各テーブルのファシリテーターは議員が務める。

## 7 開催時期、会場

- ・ 市内の女性団体等とは10月から11月にかけて実施する。
- ・ 公募による市内の団体等とは1月から2月にかけて実施する。
- ・ 会場は懇談対象と協議して決定する。なお、公募による市内の団体等については、開催場所は団体等側での手配とする。

## 8 班の編成

- ・ 議長を除く議員全員を4班に分け、1班6人で構成する。
- ・ 班の構成は、広聴広報委員会において、会派のバランス等を考慮して案を作成し、議長において決定する。
- ・ 班に班長、書記を置く。なお、班長と書記は広聴広報委員会の委員が担当することとし、班長は班員との連絡調整や懇談会の全体進行を行うものとする。

## 9 意見、提言等の取扱

- (1) 懇談会における参加者の意見、提言及び意見交換の内容をまとめた報告書を班ごとに作成し、懇談会終了後、10日以内をめぐりに広聴広報委員長に提出する。  
なお、報告書は各班の班員間で確認した後に、広聴広報委員長へ提出すること。
- (2) 広聴広報委員長は、報告書に記載の意見や提言を集約・分類する。
- (3) 議員全体会を開催して懇談会での意見や提言を共有する。（常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議員個人の判断でそれぞれの活動に生かす。）
- (4) 議長は議員全体会の結果を踏まえ、広聴広報委員会がまとめた懇談会での意見や提言を市当局に対し情報提供する。なお、必要に応じて、市長との懇談を行う。
- (5) 懇談会の結果については、市議会だより、市議会のホームページ等に掲載し公表する。